

【1998年3月6日】総報酬制導入に伴う負担と給付の在り方
年金審議会（第16回）

総報酬制導入に伴う負担と給付の在り方

総報酬制導入の必要性=負担の不公平是正

1. 基本的に月給のみが保険料賦課の基礎となっていることによる負担の不公平の是正

- ・月給が高いほどボーナスの支給割合が高い現状では、負担能力の高い者が負担を免れ、負担能力の低い者の負担が重くなる不公平が生じている。

ボーナスの支給割合(月給の12倍比)	保険料額/年収
20%(2.4月分)	14.6%
30%(3.6月分)	13.6%
40%(4.8月分)	12.7%

- ・総報酬制の導入は増収対策ではない。

2. ボーナス支給の定着・給与支払形態の多様化(年俸制・メリット制)への対応

負担の在り方 【現行】標準報酬月額×17.35%+ボーナス×1%(労使折半)

【変更の考え方】

- 1 月給にもボーナスにも同じ保険料率を設定
- 2 月給にボーナスを加えたものを保険料賦課の基礎としつつ、現行の保険料率(17.35%)をそのまま使うと保険料額が大きくなるので、保険料率を引下げ

給付の在り方 【現行】報酬比例部分の給付設計

平均標準報酬月額×可処分所得スライド率×給付乗率×被保険者期間
 $340,000 \times 0.99 \times 7.5/1,000 \times 40 \text{年} (= 100,983)$

【変更の考え方】

- 1 月給にもボーナスにも同じ給付乗率を設定
- 2 月給にボーナスを加えたものを年金額算定の基礎としつつ、現行の給付乗率(7.5/1,000)をそのまま使うと年金額が大きくなるので、給付乗率を引下げ